

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：12611

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00034

研究課題名(和文) 諸外国の配偶子ドナーの匿名性と出生者の知る権利の対立への対処に関する研究

研究課題名(英文) Research on How Other Countries Deal with the Conflict between Gamete Donor Anonymity and Donor Offspring Right to Know

研究代表者

仙波 由加里 (Semba, Yukari)

お茶の水女子大学・ジェンダー研究所・特任講師

研究者番号：00565872

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本でも、近年の第三者のかかわる生殖医療の実施拡大から、ドナーの匿名性の問題について今後ますます議論されるようになると予測される。そこで、本研究ではすでに提供精子や提供卵子での出生者のドナー情報を得る権利を法的に保障している国や地域について調査をすすめた。海外現地調査は新型コロナ感染拡大のため、デンマークとノルウェーでしか実施できなかったが、文献やオンライン調査、各国の研究者から情報提供を受け研究を進めた。研究成果は学会での報告(国内学会2回、国際学会2回)、著書の分筆や学術論文の発表、その他、2021年8月は海外のDI出生者や研究者を招聘して、国際フォーラムを開催して研究結果を発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、2000年前後から生殖補助医療に関連する法律の必要性が認識され、医療や法律、社会学や倫理学などの多くの分野の専門家が関わって、生殖補助医療に関する法整備に向けて議論されてきた。世界では提供配偶子での出生者の出自を知る権利(ドナーを知る権利)を重要な人権と認め、これを法で保障する国が増えているが、日本ではドナー情報の開示にはなかなか踏み出せないまま、20年近い歳月が経過した。DNA検査が普及し、ドナーの匿名性の維持もむずかしくなりつつあり、出自を知る権利についての法的対応がますます求められるようになる中、本研究を経て提示する情報は、法づくりの重要な材料となりと思われる。

研究成果の概要(英文)：In Japan, the issue of donor anonymity is expected to be discussed more actively in the future due to the recent expansion of donor conception. Therefore, I conducted research on some foreign countries that have already guaranteed the right to obtain donor information for donor conceived people.

Although I was able to conduct field researches only in Denmark and Norway due to the spread of COVID-19, I proceeded with the research by literature review, document research and being provided information from researchers in some countries. Research results were presented at academic conferences (2 national and 2 international conferences), I wrote a chapter of an English book "Comparative Perspectives on Gender Equality in Japan and Norway: Same and Different?" with a Norwegian researcher and it was published in 2021, and I coordinated an international forum inviting DI conceived adults and researchers from abroad, and the forum was held in August 2021.

研究分野：生命倫理、ジェンダー

キーワード：配偶子ドナー 匿名性の廃止 出自を知る権利 DI出生者 諸外国の法的対応

1. 研究開始当初の背景

日本では、1948年から匿名での精子提供による人工授精(DI)が実施され、以来、国内だけでも推定1万5000人以上のDI出生者が存在すると言われている。近年では、AYA世代(思春期・若年成人)の癌サバイバーの増加や、女性の晩婚化にともなう妊娠希望年齢の高齢化もあって、卵子提供にも注目が集り、これを求めて国外へ渡る人や、国内にも施設内のガイドラインで卵子提供での体外受精(IVF)を実施する医療施設もある。第三者のかかわる生殖医療の実施が拡大する中、日本でもドナーの匿名性や提供型生殖医療での出生者の「出自を知る権利」(ドナー情報を知る権利)の問題について、1999年代後半からソーシャルワーカーや心理学者をはじめ、社会学者、法学者、弁護士、政治家、倫理学者、医療者等の専門家や研究者が、国内外のDI出生者やレシピエント、DIを検討している人、ドナーの調査や研究をすすめる、提供型生殖医療に関する法整備の必要性を訴えてきた。DI出生者からも2003年頃からドナー情報を求める声が出てきており、出生者のウェルビーイングや人権を尊重する上でも、出自を知る権利を法によって保障すべきという考え方も増えてきた。しかし2018年時点でも、まだ日本には提供型生殖医療を規定する法律はなく、それまでも、具体的な法律の骨子をつくるための動きは何度か見られたが、国会へ法案が提出されることはなく、法整備の議論に向けて、参考のために諸外国の情報がますます求められるようになっていた。

2018年時点、諸外国の中にはすでに、DIや提供卵子での出生者のドナー情報を得る権利を法的に保障している国もあり、その数は増加傾向にあった。国連は1990年に「児童の権利に関する条約」を発効し、その中で、子どもの「出自を知る権利」を重要な人権とみなしている。これを受けて、提供配偶子での出生者にも「出自を知る権利」を付与すべきと解釈する国もでてきた。しかし日本は「児童の権利に関する条約」に1994年に批准しているにもかかわらず、提供配偶子での出生者の「ドナーを知る権利」を、重要な人権とする認識が低い状況がみられた。

2. 研究の目的

本研究の申請者は、本研究を開始する以前から、提供型生殖医療での出生者の「ドナー情報を知る権利」は尊重されるべきというスタンスをとっていた。本研究では、「出自を知る権利」やドナーの匿名性の問題について、社会全体に一石を投じ、日本の提供型生殖医療に関する法づくりの進展を願い、政策立案者たちに提供できるような参考となる資料や情報を提供できるよう、提供精子や提供卵子での出生者のドナー情報を得る権利を法律で保障している国について、特に、次の2点に焦点を当てて調査をすすめた。

出生者の出自を知る権利を優先する考え方が登場したきっかけは主に何であったのか。

ドナーの匿名性を廃止し、出生者の出自を知る権利を法によって保障している国では、どのような法律が成立するまでに、どのような賛否の議論があり、それに対し、どのような倫理的・社会的判断が下されたのか。

そして、調査で得た情報等を、学術会議や学会、一般に向けた発言の場で発信し、加えて日本のドナーの匿名性や提供型生殖医療での出生者の「出自を知る権利」を議論する場で、参考となる資料集等を作成して提供することを研究の最終目的とした。

3. 研究の方法

本研究は当初、海外における現地調査を中心に研究計画を立てていたが、新型コロナウィル

ス拡大の影響を受け、2020年以降海外渡航が出来なくなりました。そのため、主に 文献調査と、インターネットによる情報収集、各国の研究機関の研究者からメールやオンラインでの情報提供を主軸にして、研究をすすめた。

特に積極的に調査に取り組んだのが、ノルウェーとオーストラリアについてである。その理由は、ノルウェーも新バイオテクノロジー法で、2005年から出生者の出自を知る権利を法律で擁護しているが、こうした法律ができるまでの経緯などが日本ではまだよく知られていなかったからである。また、オーストラリアについては、ヴィクトリア州が、2017年3月から世界で最も出生者の権利を尊重する法律と言われている生殖補助治療修正法2016を施行するようになり、ドナーのプライバシー権よりも、出生者の利益を優先することになったその経緯などを明らかにしたかったからである。

ノルウェーについては、2019年9月に現地を訪れ、現地調査を途中まで行ったが、実父の急逝の知らせを受けて、調査半ばで帰国しなければいけなくなった。そのために、十分な調査はできなかったが、ノルウェーへ向かう途中、ノルウェーでもよく利用されているデンマークの精子バンクについて、これを研究しているデンマークの研究者に会い、情報提供を受け、またデンマークの精子バンクも訪問した。詳細は以下のとおりである。

デンマーク現地調査 (2019年9月9日~2019年9月11日)

9月8日(日)デンマーク・コペンハーゲン到着

9月9日(月)

・Aalborg University 訪問 **Stine Adrian** (Associate professor at Techno-Anthropology) から情報収集

・**Rikke Andressen** (Associate professor at RoskildeUniversity) の自宅を訪問し、情報提供を受ける

9月10日(火)

・European Sperm Bank 訪問

9月11日(水)ノルウェーへ移動

ノルウェー現地調査 (2019年9月12日~2019年9月13日)

9月12日(木)Centre for Gender Research at the University of Oslo を訪問し、**Kristin Engh Førde** 准教授から情報提供を受ける

9月13日(金)オスロ大学にて資料さがし

・**Marit Melhuus** (Professor Department of Social Anthropology at University of Oslo) にアポイントメントをとっていたがキャンセル

9月14日(土)父危篤のため、急遽帰国

オーストラリアについては、新型コロナの世界的流行の影響を受け、渡航が不可能になってしまったため、主に Debra Dempsey 准教授 (Sociology in the School of Arts, Social Sciences and Humanities at Swinburne University of Technology) より情報提供を受け、それを元に文献やインターネットを通して情報を収集し、本研究が開始される以前に、申請者自身が収集してきたデータ (オランダ、アイルランド、カナダ、ドイツ、イギリス) についても再分析し、最新情報も加えて、情報整理をすすめた

また Dempsey 教授と、ラトループ大学の Fiona Kelly 教授が中心となって企画された書籍 *Donor-linked Families in the Digital Age* (Cambridge University Press から出版予定) の出版にむけたプロジェクトにも参加し、同プロジェクトに参加している世界の DI 関連の研究者や専門家 (全 18 名) から提供される情報も参考にした。プロジェクトメンバーの一部の人とは

実際にコンタクトも取り、情報収集をすすめた。

また、オンラインでの一般市民向けの国際フォーラムを企画し、豪南オーストラリア州とベルギー、日本の計4名のDI出生者と、DI関連の問題に詳しいニュージーランドの研究者を招聘し、「出自を知ることがなぜ重要なのか 提供精子で生まれた人たちの経験と思い」をテーマに議論の場を設け、貴重な情報を多く得ることができた。

4. 研究成果

(1) 文献調査を通して、近年専門家の中で、精子や卵子のドナーの匿名性の廃止や出生者の出自を知る権利について、以下のような考え方があることがわかった。

- DCで出生した人たちのアイデンティティへの影響、遺伝的背景や遺伝等に影響を受ける健康リスクや体質についての情報の重要性、近親婚のリスクなどを考慮すると、自分の出生の起源を知ることは必要 (Allen 2016)
- 養子の人たちは出自を知ることができる。DCでも同様の扱いが必要 (Daniels 2004)
- 民間の商業的DNA検査会社が出現したことによって、親が隠していても、さまざまな状況の中で、親子の間に生物学的なつながりがないことを子どもが知ってしまう可能性が高くなっている (Harper et al. 2016)
- 実際に、予期せぬ形で親子に血縁がないことを知る事例もでてきている (仙波 2016) しかし今もドナーの匿名性の廃止に批判的な声も少なくなく、それは以下のような理由から

である。

- ドナーのリクルートがむずかしくなる (Blyth et al. 2004)
- ドナーが特定されると、出生者がドナーにコンタクトしてくることを懸念 (Jadva et al. 2011)
- 特にヘテロセクシャルのカップルは、ドナーがわかると子どもから親として否定されるのではないかと、事実を伝えることに親が大きな不安を抱いている (Tallandini et al. 2016, Daniels et al. 2011)
- 不妊のスティグマから (特に男性の) 不妊を隠したい (Frith et al. 2018)
- ドナーを養育責任の要求や認知請求から守り、レシピエント男性の父親としての立場を守るために必要 (Dewar 1989)
- カップル以外の第三者の配偶子 (とくに精子) を使うことを姦通に通ずるという見方もあり提供配偶子の利用に負のイメージがある (Allen 2016)

(2) 本研究を通して、2022年3月時点で、世界には提供型生殖医療での出生者の出自を知る権利を擁護する法律をもつ国や地域や19カ所あることがわかった (1985年: スウェーデン、1992年: オーストリア、1998年: 豪ヴィクトリア州、2001年: スイス、2004年: オランダ・豪西オーストラリア州、2005年: ノルウェー・ニュージーランド・イギリス、2007年: フィンランド、2010年: 豪ニューサウスウェールズ州、2011年: 米ワシントン州、2012年: クロアチア、2015年: アイルランド・アルゼンチン、2018年: ドイツ、2021年: 豪南オーストラリア州、フランスも2021年に法律が成立しており、近々施行される予定)。どの国においても、はじめは、精子ドナーは匿名であることが基本であり、ドナーの匿名性の廃止や、DC出生者の出自を知る権利を求める声が起こっても、それを上回る多く否定的な意見があり、DC出生者たちがドナーの非匿名情報を得られるようになるまでに20年前後の長い年月がかかっていたということがわかった。それでも諸外国ではドナーの匿名性を廃止し、出生者の出自を知る権利を認める傾向が広がっていることがわかった。

(3) DC出生者にドナー情報を得る権利が法的に保障されるようになった経緯は、いくつかの特徴があった。まずは、人権という視点からのアプローチである。ノルウェーでは、養子縁組法や国連の「子どもの権利に関する条約」を重視し、DC出生者も養子の子どもと同様、自分の生物学的起源を知る権利があるとした。すなわち養子もDC出生者も平等に扱われるべきで、生まれ方によって差別的な扱いをしてはならないという考え方があった。ニュージーランドでも、マオリ族の文化の影響を受け、人は自分の生物学的起源をたどれることが大事であると考え方があり、加えて、オープンアダプションの影響を受けて、子どもの福祉を最優先に、ドナーの匿名性が廃止された。またドイツやイギリスでは、ドナーの匿名性の廃止と出生者の知る権利の対立において、DI出生者やその親がドナー情報を求めて裁判を起こしたことが大きなきっかけとなり、DC出生者のドナー情報を得る権利が確立された。さらにオーストラリアのヴィクトリア州のように、DI出生者がメディアに登場して、ドナー情報の開示の必要性を訴えるなどが、出自を知る権利の重要性について、社会の理解を促すきっかけになった事例もあった。当事者の声は影響力が大きいことがわかった。ユニークなのは、アイルランドである。1人の政治家が自身も将来、養子を迎えることを希望しており、養子が生物学的親をたどれることの重要性を念頭に「出自を知る権利」の法制化に尽力した事例であった。子どもの出自を知る権利の問題を自分にも関連することとして受け止め、法づくりに臨む政治家の存在が、ドナーの匿名性の廃止や、DC出生者の出自を知る権利を付与する法づくりに大きく影響することがうかがえた。

(4) これらの研究で得た結果をもとに、2つの国内学会、2つの国際学会で報告し、書籍や論文としても情報発信した。さらにメディアからも意見を求められ、以下の記事に研究関連の内容が掲載された。

- ・『ハフポスト』2021年8月30日「なぜ出自を知りたいのか。精子提供で生まれた子どもたちが望むこと」 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_612b3981e4b02be25b5cc570
- ・『しんぶん赤旗』2021年9月17日「提供精子による人工授精 子どもに出自知る権利を（くらし家庭のページ）」
- ・『東京新聞』2021年11月6日「真実のルーツ知りたい 都立産院取り違え、出自を知る権利 法整備急務」 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/141177>
- ・*BioNews* 2022年2月14日 D. Adams, H Kato and Y. Semba, Donor conception in Japan; a case of buyer beware or a need for regulation? https://www.bionews.org/page_162018
- ・『讀賣新聞』2022年2月16日夕刊「生みの親探し諦めぬ 63年前産院で取り違えられ 個人情報高い壁」

また、研究プロジェクト終了後も、この研究結果を政策立案者に向けた院内集会（2022年5月30日）で報告し、その内容が以下、オンラインニュースで紹介された。

- ・『ハフポスト』2022年6月5日「自分は何者なのか」精子提供で生まれた子らの訴え【出自を知る権利】 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_62940982e4b0cda85dc06cd9

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Merete Lie and Yukari Semba	4. 巻 no
2. 論文標題 Chapter 12. Assisted reproduction with donated eggs and perm: A comparison of regulations on assisted reproduction in Norway and Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Comparative Perspectives on Gender Equality in Japan and Norway: Same But Different?	6. 最初と最後の頁 191-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4324/9781003185222-12	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 仙波由加里	4. 巻 40
2. 論文標題 諸外国の出自を知る権利を保障する法制度	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 医学哲学・医学倫理	6. 最初と最後の頁 in Print
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Yukari Semba
2. 発表標題 Abolition of Gamete Donor Anonymity What Can Japan Learn from the Experience of Victoria State, Australia and New Zealand?
3. 学会等名 New Reproductive Technologies and Global Assemblages: Asian Comparative Perspectives GARC, National Taiwan University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari Semba
2. 発表標題 Family Members as Gamete Donors in Japan
3. 学会等名 Society for Social Studies of Science (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仙波 由加里
2. 発表標題 諸外国の出自を知る権利を保障する法制度
3. 学会等名 日本医学哲学・倫理学会 シンポジウム(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仙波 由加里
2. 発表標題 商業的精子バンクの現状と課題
3. 学会等名 第27回日本臨床エンブリオロジスト学会 学術大会(招待講演)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

ノルウェー科学技術大学ジェンダー研究センターのMerete Lie教授と、INTPART project (<https://intpart-igs.info/>) を通して、提供型生殖医療に関する法的な対応について、日本とノルウェーの比研究を行い、その結果を『Comparative Perspectives on Gender Equality in Japan and Norway: Same But Different?』(M. Ishii-Kuntz, G. K. Kristensen and P. Ringrose eds. 2021年12月 Routledgeから出版)の「Chapter 12. Assisted reproduction with donated eggs and perm: A comparison of regulations on assisted reproduction in Norway and Japan」にまとめた。

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 オンライン国際フォーラム「出自を知ることがなぜ重要なのか：提供精子で生まれた人たちの経験としたい」	開催年 2021年～2021年
---	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------